

(部 内 資 料)

69

婦
人
少
年
室
長
閣

昭 和 4 0 年 度

婦 人 少 年 問 題 審 議 会

第 3 回

婦 人 勞 働 部 会 要 録

昭 和 4 0 年 1 1 月

婦 人 勞 働 課

中華書局

全國圖書出版總目次

第一版

全國圖書出版總目次

中華書局

第一版

婦人少年問題審議会

昭和40年度 第3回 婦人労働部会

日 時 昭和40年11月17日

午後2時～5時

場 所 婦人少年局長室

司 会 渡辺部会長

出席者

委 員	江 幡 委 員
	長 内 委 員
	多 田 委 員
	縫 田 委 員
	松 井 委 員
	渡 辺 委 員

事務局 高橋婦人少年局長

徳永婦人労働課長

1 部会長あいさつ

雇用対策法案については、前回で説明をうかがったが、この法案について、事務局から審議会としてこの法案に対し、要望を出したらどうか。要望についての原案をまとめたから、今日ここで審議したらどうかという相談を受けた。今迄審議されて来たものの要約であればよいが、内容をみると、例えば雇用率の問題とか、女子の職業訓練の問題等については、簡単に結論がだせないものがある。今日ここでこの案をとりあげるかどうか、私としては一存できめかねるので、今日はこの案を皆様でご覧いただき、これをとりあげるかどうか、あるいは別の案を作るかご判断いただきたい。

2 「雇用対策法案に関する要望」案を議題とすることの可否について

事務局 私共としては、この案は討議の基礎にして頂くつもりで作ったものであるから十分ご検討いただき、改めて頂きたい。

部会長 緊急にだすにしてもどれくらい時間の余裕があるのか。

事務局 前日で説明を聞いたように、各省との接渉をつみあけている段階である。通常国会にだしたいという意向らしい。事務局としては、今年中ぐらいに要望を出せたらと思う。

部会長 私は大きな問題が沢山入っていると思うので、判断しかねるか。問題になる箇所を除いてでも早く出した方がよいという考え方もあると思うので、どうするか。

江幡委員 雇用対策法案は職安で作っているのか、雇用審議会にはかかっているのか。

事務局 まだ審議会には正式にかかっていない。今、安定局と訓練局でねっている段階である。

事務局 前回雇用対策法案の説明を職安局企画課長から受けたが、婦人の問題については特に考慮はされていないということなので、我々はこの点を要望として出したいと思う。

江幡委員 国会提出は労働省からか、省議にはまだかかっていないのか。

事務局 国会提出は労働省からで、省議には構想だけはかかっている。

江幡委員 婦人少年局としては、今年中に意見を言えば間

にあうというのか。

事務局 間にあうと思う。

江幡委員 先ほど部会長は、ゆっくり研究したいというようなことを述べられたが、どういうことか。

部会長 問題が大きく、この案をみると、我々がこれから何か月かかかってまとめようとしている問題でもあるので、もっとじっくり考えた方がよいのではないかといういみである。ただ雇用対策法に対して何か云わなければいけないという「心配」については、事務局とまったく同じである。「基本法」が「対策法」に変わったが、とくに婦人に対しての「対策」は考えていないとの説明であつたので、それでは困ると思う気持もあるので、先ほど複雑なことを言った

江幡委員 部会長は、ここに提出された案は事務局にまかせておいて、審議会は独自でゆっくりやりたいというご意見か。

部会長 そうではない。事務局にまかせておいてよいということではない。何かこの法案に対して声をあげるという点では意見が一致すると思うが、この案にそつてやるなら非常に大きな問題だから何回かお集り

いただかなければできないかもしれないので、この
ようなことをも含めて、この案をとりあげるかどう
か、話し合いいただきたい。

縫田委員 雇用対策法について声をあげるということが一
致したなら、何か具体的に言わなければならないの
で、この案にそって、出来るところから話し合っ
たらどうか。

部会長 労働者側がないが、どうか。

事務局 過半数だから成立するし、多田委員はまもなくみ
えると思う。

部会長 それでは今日はこの案を一応審議の資料としてと
りあげ、労働者側の賛成があれば、あらためてこの
案をとりあげるということにする。

事務局に読んでいただきたい。

事務局 「雇用対策法案に関する要望」案を朗読。

部会長 前文から審議していくことにする。

3 「雇用対策法案に関する要望」案の内容について

- (1) 「昭和 39 年における女子労働者の対前年増加数は既
婚者の増加数に一致している」について

長内委員 これはどういうことが。

事務局 38年の平均婦人労働者数は811万人、39年は835万人でその差は24万人の増加である。一方既婚の労働者は23万人の増加をみせており、既婚婦人労働者の増加数は、婦人労働者の増加数とほぼ一致しているということである。表現が不十分のようである。

部会長 「一致している」を「ほぼ一致している」と訂正してはどうか。

(2) 「今後もひきつづき進行してゆくものと予想される」について

部会長 「予想される」と言ってもいいが、企画庁あたりで出している10年後の計画などを引用した方がよいかもしれない。

蛸田委員 その方がよい。

(3) 「本格的な労働力不足を迎えると云われている」について

部会長 このことについて説明してほしい。

事務局 資料「雇用の現在および将来の問題点」の3頁

注1、注2にあることを受けている。

長内委員 資料にもとすくのなら 「資料でいつている」

と具体的にいれた方がよい。

事務局 資料を引用して書くことにする。

- (4) 「引退する労働力の減少という結果をもたらしている
と考えられる」について

高橋婦人少年局長 前に云ったことを強めているのだが。

観点が少し違うのではないか。

部会長 表現を考えてほしい。

- (5) 「二重の責任を調和させる必要から生ずる特殊な問題
に直面している」について

部会長 家庭婦人が家庭を持って働き 両立させているこ
とを特殊と云ってよいかどうか。

事務局 IL0の「家庭責任をもつ婦人の雇用」勧告の中
の文章を使った。

部会長 勧告のほん訳文自体がおかしいように思う。「特
有」の方がよいのではないか。

- (6) 「婦人は知識技能を失っていることが多く」について

笹田委員 この場合 勤めたことのある場合をいうのか。

はじめから経験がない人の場合もあるのではないか

事務局 学校教育による知識ということも考えてこの表現

にしたが、「ない」という表現にしよう。

(7) 「適正を判断し」について

部会長 適正という言葉が需給関係に左右される意味にとられるのは困る。また女の適正というような既製概念でうけとられてしまうのではないか。

多田委員 「適性」と云えば、やはり女の適性ととられる心配がある。

(8) 「以上のような観点から 雇用対策法の制定にあたっては」について

部会長 「制定」といってよいが、制定されているという段階でよいが。

高橋婦人少年局長 「立案」といった方がよい。

(9) 「職安法第3条の如き均等待遇の規定」について

部会長 職安法第3条の均等待遇のみをとりあげているが私が心配することは、労働基準法の第3条はあのままでいきっており、その中には性による差別は禁止されていないので、こんどの法律に均等待遇の条文を入れても、雇用上の差別はなくせないことである。事務局から基準法とは問題が別であると云われ、そのようにも思えるがどうであろうか。

事務局 この法案はこのままでも男女の区別は考えていないということであるが、性による差別はしないという条文が入れば、そのことが余けいはっきりするので、均等待遇の条文は入れた方がよいと思う。

松井委員 普通法律には何も書いておかなければ均等なのだということなら、一々書くよりも反って強いということも考えられるのではないか。

部会長 これを入れないと婦人の問題がうすらぐというのなら、入れた方がよい。

私共の方から言えばここに労基法のことを入れたらと思うが、その辺のことは私共にはよくわからない。

長内委員 その辺のテクニックは労働省側の方がよくわかっていると思う。

高橋婦人少年局長 性別による差別だけをとらうことはおかしいのではないか。

事務局 法体系としては職安法第3条のように「人種、国籍、信条、性別」等と一緒に入ると思うが、婦人少年局からの要望なのだから、特に性別について問題にするわけである。

縫田委員 長内委員の言のように 事務局がよいという判断ならそれでいいと思う。

事務局 戦後の法律には憲法をはじめ、労働組合法 国家公務員法 教育基本法など、均等待遇の規定を設けている法律が多い。ここに職安法のみをとり出したのは、この法案が、職安法にもっとも近い関係にあるからにすぎない。

部会長 一応このまま残して前にすすむことにする。

(10) 「家庭責任をもつ女子の就職」について

江幡委員 「施策の大綱」の5の項目として「家庭責任をもつ女子」ということを入れるのか、それとも項目の(1)(2)(3)の中に入れるというだけか。

事務局 「施策の大綱」の5の(1)(2)(3)の中でこういう点に配慮がほしいということである。

(1) 「専門に女子の担当官を配置する」について

縫田委員 ここも問題になるのではないか。

部会長 婦人の担当官は沢山ほしいと思うが、果してどれだけその仕事ができる婦人の職員が実際にいるのか、それを、ここに資料を出してもらったが、大都市ばかりでなく、小さい都市においても、現状がどうな

のか資料がほしい。

事務局 女子の就職促進担当官がいるが、次回返に資料が出せる。

長内委員 女子の担当官には適性とか、資格が必要だ。

部会長 職安に相談に行つて、自分の能力をのべたり、雇用の状況をきいたりするが、このようなことのタイレフトリーがあつたらと思う。

婦人少年局あたりででしたらどうか。

長内委員 非常にいいことだ。

事務局 来年度に女子短大卒以上の職業案内を作ろうと思つてゐる。

多田委員 そのようなことも必要だが、一般は職安にもいけない状態だ。「相談は職安に」というようなPRをもっとしてほしい。

(2) 「雇用率の設定にあたっては、女子中高年者についても考慮すること」について

事務局 この雇用率の設定は、かりにエレベーター係があるとすると、今迄エレベーター係は若い人達がつくという慣行があるが、ここに何%は中高年者を入れなさいというように、女子の多い職種についても考

慮してほしいと思つて出した。

部会長 雇用率を法律のなかに入れると 監督官制度を設

けないと意味がなく 行政的にむづかしい。

事務局 今、官公庁における中高年者の雇用目標を職種別

に何％ときめており、これは将来民間にまでおよぼ

したいという意向である。

榎田委員 それは何できめられているのか。

事務局 これは 37 年 9 月 1 日の閣議決定による。（「労

働力の有効活用」参照）

この法案では雇用率を強制するのではなく、助成金を出して行くことを考えており、宣言規定の性格をもっている。

高橋婦人少年局長 部会長は婦人少年局からの要望を論ず

る以前に、職安局の案に問題があるというご意見か

部会長 率をきめるとなれば、よほど自信がなければ大変

である。どの程度のことを考えているのかききたい

英国では、第一次大戦後復員軍人について奨励制度をとったが、結局うまくいかなかった。

ある職種には傷害者を優先するという指定職を設け

た例がある。雇用率でなく、そういう制度の方がよ

いと思う。

松井委員 私は率をきめた方がよいと思う。

監督については、ぬき取り検査的にでもうんときびしくすれば効果があるのではないか。

ただ中高年を雇う場合、民間では賃金の関係が問題だ。

高橋婦人少年局長 雇用率の設定のむずかしさはわかったが、職安ではどんな見通しをしているのかをもう少し調べた上で、雇用率を設定するというのなら、やはり、この案のように入れてほしいということにしたらどうか。

多田委員 監督制度を設けなければ実質的に効果がないと云われたが、政府の奨励など出来るところからすめた方がよいのではないか。

部会長 事務折衝で職安局の方に、こういう意見や心配があるということを伝えてほしい。必要があれば、ここにきてもらってもよいと思う。

(13) 「職業研究所」について

事務局 大綱に「調査研究する機関」と出ており、研究所の構想のようなものは出来ているらしいが、研究所

を設置するなら、女子の問題をあつかう部門も考えてほしいということである。

部会長 研究機関はすでにいろいろあるようであるが、更に新しく設ける必要があるのかがまず疑問である。

長内委員 これに似た機関は官庁にないのか。

事務局 これは職業についての将来性を含めた職業、技能労働者の職業指導等総合的に調査研究を行なうところであり、他に職業について専門的に研究しているところはない。

松井委員 同じお金をつかうなら、今まであるものに、つき込む方が効果的である。

あまりいろいろできると調整がむづかしくなる。

蛭田委員 このようなものが出来るなら、女子に関するものを入れた方がよいが、出来ること自体が問題だ。

部会長 民間の人も入り、どんどん広がるような機関ならよいが、公務員の行き場所が目的で出来るのなら反対である。

また、女の人がそこに働けるならよいが。

多田委員 失業保険金で、婦人の職業情報や紹介をあつかう婦人センターを設置してほしいと、労働省に申し

入れたが、この研究所が半官 半民のような型であればよいが。

長内委員 この研究所はぼう大なもので、大変な機構のよう
にみうけられるが。

松井委員 今、役所の機構を大きくすることは好ましくない
のではないか。

部会長 非常にいい機関であり、お金の使い方になっとく
の行くようなものであれば設置されてもいいと思う
その場合、そこに女子のポストも設けてほしいと思
う。研究所の性格をもっとよく知りたい。

(44) 「職業訓練を女子がつけ易い環境をととのえる」につ
いて

多田委員 地方の訓練所の中に寄宿舎を設けてほしい。

(45) 「託児施設」について

縫田委員 どういうものか。

事務局 雇用促進事業団法第 104 条の 3 に労働者のため
の福祉施設への資金貸付があるが、ここにも女子の
ための施設として例示してほしいということであげ
た。

企業内の無認可保育所ということになる。

松井委員 具体的な政策としてはこれが一番効果があるのではないか。子供がいると云えば、大体使わない。こう云うことを言わなくてもすむ状態にすることが必要だ。研究所をつくるよりは、この方が必要と思う。

部会長 今日出た意見を事務局でまとめていただき、疑問の点は研究していただき、また言葉の修正箇所を改めて、第2案をつくっていただきたい。その間に私どもも、このことについて考えておき、次回で話し合うことにする。

次回は 12月上旬とする。

資 料 目 録

- 「雇用対策法案に関する要望」案

雇用対策法案に関する要望案

最近十数年間における婦人労働者の増加は著しく、全労働者中に占める割合も、5年前の24.9%から1964年の31.3%と増加して来た。^(註ハ)また婦人労働者の年令構成配偶関係にも変化が目立ち、中高年令者、有配偶者の割合が上昇しており、^(一)昭和37年における女子労働者の対前年増加数は既婚者の増加数に一致している。これらの傾向は^(二)今後もひきつづき進行してゆくものと予想される。

わが国の経済は、近年若年労働力の不足をうったえ、さらに数年後には本格的な労働力不足を迎えると云われている。この不足分を非労働力の労働力化によって補充しようとする場合、男子は学生、病人および老令者を除いては殆んどすべてがすでに労働力化しており、女子についても若年未婚の若者は同様であるから、今後新たに労働力化する可能性のある裕源としては家庭婦人が最大である。またすでに現在増大しつつある婦人労働者が結婚後もひきつづき労働市場にとどまる傾向も引退する労働力の減少という結果をもたしていると考えられる。

いすれにしても既婚婦人が労働市場にとどまるか、あるいは新たに現われるかであって、これらの人々の雇用の増大は労働力不足を迎えようとしているとき、経済の円滑な発展にとって不可欠であると思われる。

ところで、これら既婚婦人の多くは家庭責任をもっており、職業と家庭とに対する^(三)二重の責任を調和させる必要から生ずる特殊な問題に直面している。従ってこれらの婦人を労働力として有効に活用するためには種々の配慮が必要であると考えられる。例えば、長く家庭にあって家事に従事した後、職業にうつこうとする婦人は職業に関する知識、^(四)技能を失っていることが多く、整理されべき家庭の諸用務を背負っている場合も多いと考えられるので、まず、これら身辺の諸問題を整理するための相談に応じ、職業を選定するに際しては、職業情報を提供し、^(五)適性を判断し適切な職業を紹介するために特別な相談指導を行なうことが必要であり、また相当地間職業を中断した後復帰する婦人に対しては実情に応じた訓練のあり方も考慮されるべきであろう。

^(六)以上のような観点から、雇用対策法の制定にあたっては、運用面をも含め次の諸

点に考慮をはらわれることを要望したい。

／ 雇用対策法の総則に、ILOの「雇用政策に関する条約」および「同勧告」の趣旨等をも考慮し、⁽⁷⁾ 職安法第3条の如き均等待遇の規定を設け、本法に基く諸措置において女子が差別されることがないように留意すること。

2 「施策の大綱」⁽¹⁰⁾に述べられた諸施策において、家庭責任をもつ女子の就職および再就職を容易にするため次の配慮をはらうこと。

(1) 女子のための職業情報の提供、適職選定のための指導、相談などのため、⁽¹¹⁾ 専門に女子の担当官を配置すること。

(2) 中高年令者に対する⁽¹²⁾ 雇用率の設定にあたっては、女子中高年令者についても考慮すること。

(3) ⁽¹³⁾ 「職業研究所」に婦人の職業に関する部門を設けること。

3 「大綱」の6で述べられている職業訓練⁽¹⁴⁾を女子が受け易い環境をととのえること、また女子が就職の容易な再訓練⁽¹⁵⁾コースを設けること。

4 就職促進のための福祉対策として託児施設⁽¹⁶⁾についても資金貸付け等の対象にするなどの配慮をはらうこと。

(注) ()内の数字は要録のなかでの整理番号



